在宅患者に対する訪問薬剤管理指導依頼について

1. 調剤薬局より依頼

【手 順】

調剤薬局

・診療情報提供書(訪問薬剤管理指導依頼書)依頼書と患者の 同意を得た文書を地域医療連携室へFAX(0823-74-6260) ※2回目以降は、同意書は不要



地域医療 連携室

- 主治医へ診療情報提供書(訪問薬剤管理指導依頼書)の作成を依頼
- ・診療情報提供依頼書と同意書は、スキャン後保管



主治医

診療情報提供書(訪問薬剤管理指導依頼書)の作成※2回目以降は、文書係にて下書き作成



地域医療 連携室

- 調剤薬局へ郵送(急ぐ場合はFAX送信後郵送)
- ・計算窓口に連絡し、次回受診日にコスト算定



調剤薬局

- 訪問薬剤指導開始
- 薬剤指導の計画書及び報告書を当院薬剤部に FAX (0823-72-7228)、スキャン後保管

2. 調剤薬局より依頼(ケアプラザ呉の患者)

【手 順】

調剤薬局

・訪問薬剤管理指導を行う患者リストを地域医療連携室へ FAX (0823-74-6260) ※初回は、患者ごとに同意書をもらう。



地域医療 連携室

- ・主治医へ診療情報提供書(訪問薬剤管理指導依頼書)の作成を依頼
- ・同意書は、スキャン後保管



主治医

- 診療情報提供書(訪問薬剤管理指導依頼書)の作成
- ・文書係にて下書き作成し主治医に確認



地域医療 連携室

- ・調剤薬局へ郵送
- 計算窓口に連絡し、次回受診日に算定



調剤薬局

- 訪問薬剤指導開始
 - 薬剤指導の計画書及び報告書を当院薬剤部に FAX (0823-72-7228)、スキャン後保管

訪問薬剤管理指導に至るパターン

薬局提案型 多職種提案型 退院時カンファレンス型 退院時カンファレンスにて必要 介護職、家族等 薬局窓口で薬剤師 と判断(医師、看護師、 が疑問視 からの相談 薬剤師、MSW等) 薬剤師(調剤薬局)が訪問して状況把握 本人・家族からの同意を得る 医師に情報提供 (訪問指示の依頼) 在宅訪問薬剤管理指導開始